

「平成27年度第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成28年3月25日（金） 15:00～16:00

II 場 所 熊本市役所議会棟予算決算委員会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事

・「ドラッグコスモス島崎店」の新設届出に対する本市の意見（案）について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

「ドラッグコスモス島崎店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 夜間及び早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺的生活環境の保全に努めること。
 - (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 壁面緑化はツタを這わせるそうだが、芝張りの緑化同様、面積を面的に算出しているという理解でよろしいか。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
→ その通り。壁面緑化も面的に緑化面積を算出していただいている。（環境共生課）

- 磯田先生の緑化の質問に関連して。事前相談書の段階で私が「低木なり樹木なりの植栽を検討願う」という趣旨の意見を出した際、設置者からは「検討します」という回答があった。その後、本届出では、緑化については「芝張り」及び「壁面緑化」となり、追加の緑化に対する意見に対しても「工事が完了しているのでプランターの設置で対応したい」というものになっている。この辺の経緯についてももう少し丁寧に話を伺いたい。（内野委員：熊本大学名誉教授）
- 内野先生のおっしゃられたとおり、事前相談書の段階では緑化面積も緑化手法も未定であったため、設置者からは「低木や樹木の植栽を含め、緑化方法を検討したい」という回答がございました。その後、本市環境共生課との協議を経て、緑化面積や今回の「芝張り＋壁面緑化」という手法が確定いたしました。「舗装工事が完了しているので」というのは確かに設置者側の一方的な言い分かもしれませんが、「追加の緑化を検討願いたい」という意見に対し、設置者が前向きに検討した結果が「プランターの設置」であると、事務局としては理解しているところです。（事務局）

[総括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。